

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、
厚生局長に届出を行っております。

(1) 基本診療料の施設基準

明細書発行体制等加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行致します。

明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族等、代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計にて、その旨お申し出下さい。

短期滞在手術料等基本料 1

医療情報取得加算/医療 Dx 推進体制整備加算

当院は、「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております。

また、医療 Dx を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

(2) 特掲診療料の施設基準

コンタクトレンズ検査料 1

※コンタクトレンズ装用のために受診の方の、診療(眼科学的検査)に係る費用は次の通りです。

基本診療料	特掲診療料
初診料 291 点	コンタクトレンズ検査料 1
再診料 75 点	200 点
明細書発行体制等加算 1 点	

・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、

診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の、基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名 藤津 揚一郎

一般名処方加算

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。
また、医薬品の供給が